

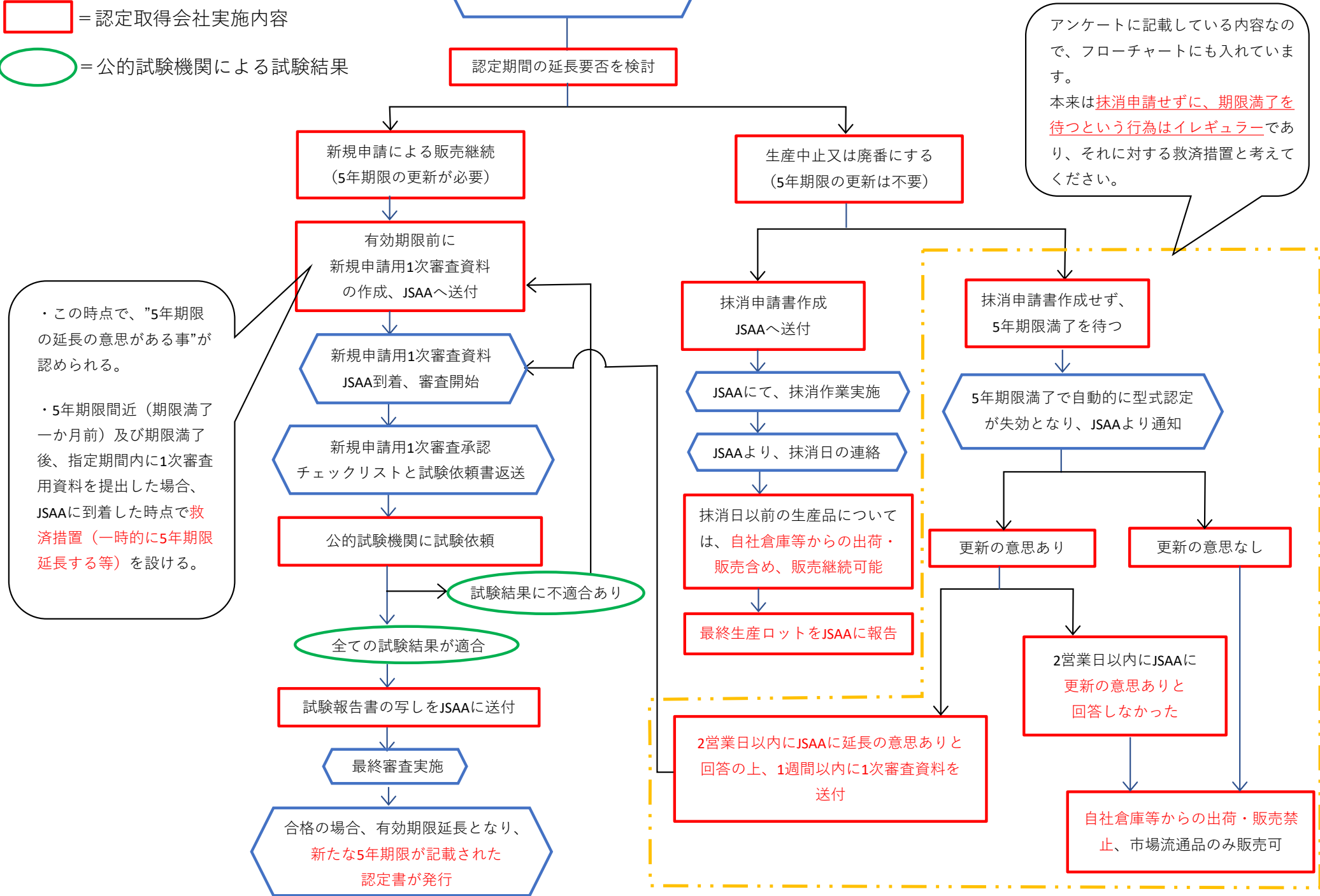
「5年期限」管理取り決め事項

1. 各商品に与えられた認定番号は、有効期限5年とする。
2. JSAAは、有効期限の半年前に通知を行う。当該会社は、通知を受領後にJSAAに対し、継続または抹消とするかの意思表示を行う。
3. 有効期限日前に新規申請時と同じ手順を行うこと（延長手続き）により、有効期限を5年延長できる。延長手続きは、新規申請用1次審査資料を5年期限日以前にJSAAが受理・承認した時点で、手続き中とみなされる。
4. 延長手続き時の試験方法は、その時点でのJSAA規格最新版とする。
5. 延長手続き終了後の有効期限は、元の有効期限の5年後となり、改めて認定証が発行される。
ただし、2018年5月31日以前に認定された製品については、延長手続き終了後のJSAA型式認定合格証交付日から5年後とする。
6. 有効期限延長の意思がない場合
 - ① 抹消申請を行う。その場合、抹消申請を提出した日以前に生産された製品については、いかなる出荷・販売も制限しない。
 - ② 抹消申請を行わなかった場合は、認定後5年間満了の期日で自動的に認定失効となり、その旨がJSAAより通知される。当該会社は通知に対して確認した旨を返信する。当該商品の自社倉庫等在庫品は認定タグ及び認定表示付きでの出荷・販売は不可とし、既に市場に流通し在庫となっている商品についてのみ販売可とする。
 - ③ 認定失効した商品用に購入した型式認定合格証明書(タグ)で、生産工場にて未使用在庫がある場合は、JSAAに返却しなければならない。その場合、返却された分のタグ代金は、当該会社に返金される。
7. 有効期限を延長する旨の意思表示が、期限を過ぎた場合の救済措置及び失効について
 - ① 延長を希望する場合は、JSAAからの失効通知の発行日（6.②下線部）を起点として、1週間以内に延長の意思表示を行い、更にその日から1週間以内に新規申請用1次審査資料を提出した場合に限り、救済措置を受けられる。
 - ② 失効通知の発行日を起点とし、1週間を超過してもJSAAからの通知に対して意思表示が無い場合及び意思表示後1週間を超過しても1次審査資料が提出されない場合は、自動的に認定失効となり、上記の6①②③と同様の措置を行う。その場合、当該商品の自社倉庫等在庫品を認定品として再販するには、改めて新規申請を行い、新たに認定番号を取得しなければならない。
8. 上記に該当しないケースが発生した場合は、JSAA担当者と協議の上、判断とする。

以上

5年期限の基本フローチャート

- = JSAA実施内容
- = 認定取得会社実施内容
- = 公的試験機関による試験結果



抹消申請有無によるルール相違点

自社倉庫等の在庫とは・・・

製品出荷指示を認定取得会社が行う倉庫を指す。この倉庫から出荷する場合は、ネットショップ販売も同じとみなす。

市場流通在庫とは・・・

ホームセンターや倉庫を保有するネットショップ（Amazon等）のように、一度認定取得会社から納入し、納入先の指示により出荷・販売されるもの。

抹消申請をした場合	抹消申請をしなかった場合
認定抹消日以前の生産品について 自社倉庫等の在庫の出荷・販売： 可能 市場流通在庫の出荷・販売： 可能	有効期限切れで、認定番号自動抹消となるため 自社倉庫等の在庫の出荷・販売： 禁止 市場流通在庫の出荷・販売： 可能
<p>在庫品を全て適正に消費できる。</p>	<p>自社倉庫等の在庫の再販方法は下記の2通り</p> <p>①ペロ裏タグ・合格証タグ・サイズシールの認定番号削除した上で非認定品として販売</p> <p>②改めて、別の認定番号を新規に取得し、別品名・別品番として販売</p>